

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十一年東京都規則第百二十六号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行																
<p>附 則</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十年東京都条例第九十三号。以下「改正条例」という。）附則第九項の規定により、改正条例による改正後の条例（以下「新条例」という。）第十七条の十八第一項に規定する地域冷暖房区域とみなされた区域又は附則第四項の規定によりみなされた地域エネルギー供給計画書に記載するエネルギーを供給する区域についての次の表の第一欄に掲げる指定又は指定の取消しにおいて、当該第二欄に掲げる基準を適用する場合にあつては、当該第三欄に定める値を当該第四欄に定める値と読み替えて、適用する。</p> <table border="1" data-bbox="253 917 1008 1098"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> <th>第四欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 から7まで (現行のとおり)</p> <p>附則様式 (現行のとおり)</p>	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この規則の施行の日から令和四年三月三十一日までの間は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十年東京都条例第九十三号。以下「改正条例」という。）附則第九項の規定により、改正条例による改正後の条例（以下「新条例」という。）第十七条の十八第一項に規定する地域冷暖房区域とみなされた区域又は附則第四項の規定によりみなされた地域エネルギー供給計画書に記載するエネルギーを供給する区域についての次の表の第一欄に掲げる指定又は指定の取消しにおいて、当該第二欄に掲げる基準を適用する場合にあつては、当該第三欄に定める値を当該第四欄に定める値と読み替えて、適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1120 917 1874 1098"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> <th>第四欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 から7まで (略)</p> <p>附則様式 (略)</p>	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	(略)	(略)	(略)	(略)
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄														
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)														
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄														
(略)	(略)	(略)	(略)														